

茨城県報 第7001号

昭和56年12月28日

月曜日

目次

告示

	ページ
●生活保護法に基づく医療機関の指定及び廃止(社会福祉課).....	1
●保険医療機関及び保険薬局の指定(保険課).....	2
●保安林指定の解除予定(林業課).....	4
●新規土地改良事業の審査(2件)(農地管理課).....	4
●新規土地改良事業の認可(3件)(").....	5
●定款変更の認可(").....	6
●道路の区域変更(道路維持課).....	6
●道路の供用開始(").....	6
●都市計画事業の認可(都市施設課).....	8

公告

●固定資産評価基準供覧場所(地方課).....	9
●白屋入会林屋整備計画に係る公告(林政課).....	9
●漁船法違反者の行政処分に関する聴聞(水産施設課).....	9
●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課).....	9
●道路位置の指定(").....	10
●宅地建物取引業者の処分(").....	11

正誤

●昭和56年11月24日付け茨城県報第6991号中.....	11
--------------------------------	----

告示

茨城県告示第1895号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定及び廃止した。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 指 定

区 分	医療機関 コード	名 称	所 在 地	開 設 者	指 年 月 日
医 科	072,039,1	鎮 西 医 院	結城市結城203	鎮 西 赫 子	56.12.21
"	142,033,0	白 土 医 院	高萩市東本町273-8	白 土 弘	"

"	012,238,2	岩 崎 病 院	水戸市笠原町1664-2	岩 崎 三 生	"
"	012,240,8	眼科水戸 アイクリニック	" " 1488-2, 1488-24	小 泉 秀 道	"
"	012,239,0	大塚小児科医院	水戸市見川1丁目13-2	大 塚 欽 一	"
"	112,027,8	片野皮膚科医院	水海道市橋本町3571	片 野 志 げ	"
"	111,003,0	水海道クリニック	水海道市山田町 字八間西4555	沢 田 健	"
"	382,071,9	みどり野 外科, 胃腸科	稲敷郡牛久町大字牛久 字北浦806	森 山 晃	"
歯 科	443,002,5	医療法人社団宗 仁会歯科診療所	北相馬郡藤代町大字岡 1463	医療法人社団 宗 仁 会	"
薬 局	044,021,8	藤 沢 薬 局	古河市本町1丁目2-5	藤 沢 宏 次	"
"	364,029,3	日の丸薬局 サンポート店	鹿島郡鹿島町鉢形 1526の3	有限会社 日の丸薬局	"
柔道整復	241	高 須 接 骨 院	取手市新町6丁目4-4	高 須 雅 晴	"

2 廃 止

区 分	医療機関 コード	名 称	所 在 地	開 設 者	廃 止 年 月 日
医 科	142,032,2	白 土 医 院	高萩市有明町1丁目67	白 土 弘	56.10.31
"	012,165,7	岩崎内科 産婦人科医院	水戸市笠原町1664-2	岩 崎 三 生	56.10.31

茨城県告示第1896号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指 定 記 号 番 号 及 び 指 定 年 月 日	医 療 機 関 名 称	診 療 科	所 在 地	指 定 申 請 の 事 由
医 科				
012,213,5 56.12.15	菊池整形外科医院	整外	水戸市見川5丁127-281	再 指 定
062,050,0 "	武井眼科 "	眼	下館市大字二木成12-1	"

122,013,6 "	渡辺整形外科医院	整	常陸太田市山下町1252の2	"
172,025,9 "	取手中央病院	内, 外, 整, 耳鼻	取手市大字寺田5634	"
312,019,3 "	中根医院	耳鼻, 婦	東茨城郡大洗町祝町8185	"
312,062,3 "	高山小児科潤沼"	小	" 茨城町中石崎 字親沢217-2	"
382,040,4 "	矢野整形外科医院	整, 外, 内	稲敷郡江戸崎町江戸崎甲 3023	"
432,051,1 "	菊池 "	内, 整, 小, 皮	猿島郡総和町駒羽根 1-1357	"
歯 科				
163,003,3 56.12.15	安藤歯科医院	歯 科	笠間市高橋町1398	再 指 定
393,008,4 56.12.10	上田 "	"	新治郡桜村下広岡 字清水久保752の4	"
薬 局				
144,009,2 56.12.15	大関薬局	調 剤	高萩市大和町3-23	再 指 定
医 科				
322,041,5 (323,024,6) 56.12.1	医療法人隆仁会 山王病院	内, 外, 産婦, 小, 耳鼻, 理, 皮泌, 肛, 歯	西茨城郡岩瀬町大字岩瀬42	組 織 変 更
332,065,2 56.12.15	清野医院	内, 小	那珂郡東海村村松下の内120	新 規
332,066,0 56.11.28	長沢医院	内, 小	" " 舟石川747の19	新 築 移 転
歯 科				
133,026,1 56.12.15	枝川歯科 クリニック	歯 科	勝田市枝川1418の2	新 規
393,026,6 "	若草歯科診療所	"	新治郡新治村字上坂田1486	"
403,034,8 "	高山歯科 "	"	筑波郡谷田部町榎戸685-7	"

茨城県告示第1897号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 (1) 解除を予定している保安林の所在場所
久慈郡里美村小妻字塩ノ草入2002の1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解除の理由 林道用地とするため
〔次の図〕は省略し、その図面を茨城県庁及び里美村役場に備え置いて縦覧に供する。
- 2 (1) 解除を予定している保安林の所在場所
西茨城県岩瀬町富谷字弥陀856, 867から871まで合併, 字柵原2260, 2261合併2262から2264まで, 2266, 2267, 2270合併（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解除の理由 林道用地とするため
〔次の図〕は省略し、その図面を茨城県庁及び岩瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。

茨城県告示第1898号

鹿島郡旭村大字箕輪2606番地山口一夫ほか3名から昭和56年11月30日付けで認可申請のあつた矢口地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
 - (ア) 矢口地区土地改良事業共同施行規約の写し
 - (イ) 矢口地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和57年1月4日から昭和57年1月23日まで
- 3 縦覧の場所 旭村役場

茨城県告示第1899号

猿島郡総和町大字上大野2152—2番地北島良夫ほか39名から昭和56年11月30日付けで認可申請のあつた大和田地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 大和田地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 大和田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和57年1月4日から昭和57年1月23日まで

3 縦 覧 の 場 所 総和町役場、三和町役場

茨城県告示第1900号

昭和56年9月21日付けで金砂郷村長石崎力から認可申請のあつた竹合地区土地改良事業は、昭和56年12月17日付けで土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1901号

昭和56年9月29日付けで那珂町長笹島栄次から認可申請のあつた額田南郷地区土地改良事業は、昭和56年12月17日付けで土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1902号

昭和56年9月22日付けで八間堀川沿岸土地改良区から申請のあつた大生地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年12月17日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1903号

昭和56年9月22日付けで都和土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により昭和56年12月21日認可した。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1904号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和56年12月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石川袴塚線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市上水戸四丁目 3126の1番地先から	旧	メートル 最大 10.00	メートル 323.00	
		最小 5.00		
水戸市袴塚二丁目 2745—3番地先まで	新	最大 14.00	323.00	道路改良工事(拡幅) による区域変更
		最小 9.00		

茨城県告示第1905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和56年12月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 里見南中郷停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市中郷町小野矢指 183番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 6.90	257.00 <small>メートル</small>	
		最小 6.20		
北茨城市中郷町小野矢指 3番地先まで	新	最大 <small>メートル</small> 6.90	257.00	
		最小 6.20		
		最大 <small>メートル</small> 16.40	670.00	道路改良工事による 区域変更
		最小 5.70		

茨城県告示第1906号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和56年12月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 竜ヶ崎阿見線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
竜ヶ崎市泉町字新田前 955—3番地内	旧	最大 <small>メートル</small> 9.80	22.70 <small>メートル</small>	
		最小 9.30		
		最大 9.30	22.70	
		最小 7.80		

茨城県告示第1907号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和56年12月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田守谷線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡守谷町大字野木崎 字山の内492番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 14.00	1,504.00 <small>メートル</small>	道路改良工事による 区域変更
		最小 6.00		
北相馬郡守谷町大字大柏 字天神原1105-2番地先まで	新	最大 14.00	1,504.00	
		最小 6.00	1,500.00	
		最大 37.00		
		最小 18.00		

茨城県告示第1908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和56年12月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道立崎羽根野線
- 2 供用開始の区間
北相馬郡利根町大字押戸字城の下10507番地先から
竜ヶ崎市北方町字根通364番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年12月28日

茨城県告示第1909号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 結城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館結城都市計画公園事業
2-2-108 山川道西児童公園
- 3 事業施行期間 昭和56年12月28日から昭和57年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 結城市古宿新田字結城道西地内
 - (2) 使用の部分 なし

公 告

●固定資産評価基準供覧場所

固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）第2章別表第8の2及び別表第12の2の規定により自治大臣が備え置いて供覧する場所は、次のとおりとする。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県総務部地方課

●白屋入会林野整備計画に係る公告

白屋入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により適当と認めることに決定したので、同条第4項の規定により公告するとともに、白屋入会林野整備計画書の写しを昭和57年1月4日から昭和57年2月2日までの間茨城県農林水産部林政課及び大子町役場において縦覧に供する。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

●漁船法違反者の行政処分に関する聴聞

漁船法（昭和25年法律第178号）第16条に基づく同法第6条第2項による行政処分に関する聴聞を次のとおり行うので、茨城県漁船関係聴聞規則（昭和56年茨城県規則第47号）第2条第1項の規定により公告する。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 事 項 漁船法違反に関する件
- 2 聴 聞 期 日 昭和57年1月14日
- 3 聴 聞 場 所 水戸市三の丸1-5-38
茨城県本庁舎地下第3会議室

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡鹿島町須賀字須賀台1249の184（第3工区）

2 事業主の住所及び氏名

新潟県中頸城郡妙高高原町大字田口272

中央電気工業株式会社

代表取締役社長 知 崎 喬

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字小川字前原1425の5，同の7，同の34，同の37，同の36

2 事業主の住所及び氏名

下館市大字小川1500

日立化成設備建設株式会社

代表取締役社長 高 木 取

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第1175号	56.12.17	芦田 栄次	日立市森山町3 丁目17-2-206	常陸太田市磯部町字道 本塚989-1, 6	メートル 4.05	メートル 28.48
" 第1176号	"	青木 きみ	西茨城郡友部町 平町204	西茨城郡友部町旭町字 旭台339-1	4.00	33.60
" 第1177号	"	照沼 三夫	勝田市市毛1102	勝田市市毛字上坪 1121-4	4.00	25.50
" 第1178号	"	松田 盛一 片岡 進	那珂町菅谷3015, 665-39	那珂町菅谷字両宮665- 44, 665-61, 665-62	6.00	22.00
下土木指令 第465号	56.12.16	常陽観光開 発株式会社 代表取締役 宮田きよ子	筑波郡谷田部町 大字上横場2326 番14	結城郡八千代町大字菅 谷字伊勢山前277番5	6.05	53.50
" 第468号	56.12.16	鈴木 栄一	水海道市豊岡町 乙1087	水海道市豊岡町字権現 台丙2600番4	4.00	25.00
" 第469号	56.12.17	(有)大成ハ ウジングセ ンター 代表取締役 末岡 勉	東京都品川区西 五反田7-9- 4	結城郡八千代町大字平 塚字札野4820番16	6.00	96.08

" 第470号	"	多知 孝司	下館市大字岡芹 916-1	下館市大字岡芹字上 969番16, 同番17	4.00	27.70
境土木指令 第525号	56.12.14	代表取締役 小野 裕司	古河市中央町1 丁目5番30号 (株)小野不動産	猿島郡総和町大字関戸 字関表1760-1	4.00	19.30

●宅地建物取引業者の処分

宅地建物取引業法 (昭年27年法律第176号) 第66条の規定により, 次のとおり処分した。

昭和56年12月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 被 処 分 者 鹿島郡銚田町銚田1241
有限会社酒井商事
- 2 処 分 の 種 類 免許取消し
- 3 処 分 年 月 日 昭和56年12月21日
- 4 処 分 理 由

(有) 酒井商事代表取締役酒井健造は, 昭和56年1月14日に宅地建物取引業法違反により罰金の刑が確定した。このことは同法第66条第3号に該当する。

正 誤

●昭和56年11月24日付け茨城県報第6991号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
8	下から17	6. 5 3 7	6,537.00

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所